特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第５条第２号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面

（様式例）

　Ａ株式会社Ｂ工場（以下「甲」という）の公害防止管理者（代理者）をＡ株式会社Ｃ工場（以下「乙」という）の公害防止管理者（代理者）として兼務させることについて、次に示す「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第５条第２号ただし書（第１０条第２項において準用する場合を含む。）に基づく基準」第１条（第２条、第３条、第４条）の規定による基準を満たしていることを証明します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 基準 | 基準を満たしていることの証明 |
| １号 | 同一人を公害防止管理者として選任させようとする工場（以下「兼務工場」という。）が、当該公害防止管理者の常時勤務する工場から２時間以内に到達できる場所にあること |  |
| ２号 | 兼務工場が同種若しくは類似のものであるか、又は生産工程上密接な関連を有すること |  |
| ３号 | 兼務工場に係る公害の防止に関する業務を統括管理する者が同一であるか、又は公害の防止に関する業務に関する規定（以下「業務規定」という。）で兼務工場に係る公害の防止に関する業務の実施体制及び指揮命令系統が定められていること |  |
| ４号 | 業務規定で公害防止管理者の業務範囲並びに責任及び権限、異常時又は緊急時の連絡体制及び応急の措置等の対応策その他公害の防止に関する業務の実施に関し必要な事項が定められていること |  |
| ５号 | 公害防止管理者の常時勤務する工場から兼務工場の公害の発生状況を監視できる通信手段が整備されていること |  |
| ６号 | 公害防止管理者の選任に係る兼務工場の数は、５以下であること |  |

　※証明するために資料が必要であれば、添付すること。

（注）この任意様式は、当該基準のうち第１条の「一の特定事業者が設置する複数の工場において、同一人を公害防止管理者として選任する場合」のもので、第２条、第３条又は第４条の規定による基準を満たしている場合には、表中の基準を書き換えて使用すること。